



2023年5月10日

各 位

会 社 名 ホーチキ株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 山形 明夫
 (コード：6745 東証プライム市場)
問合せ先 取締役上席執行役員管理本部長 天野 潔
 (TEL. 03-3444-4111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年6月28日開催予定の第127回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社グループの役員体制の強化を図るため、現行定款第22条（執行役員）第2項に、会長執行役員を追加するものであります。
- (2) 2024年3月期より新たに中間配当を実施することに伴い、現行定款第46条（剰余金の配当の基準日）に、中間配当の基準日を新設する等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2023年6月28日（予定）
定款変更の効力発生日 2023年6月28日（予定）

以 上

[別紙]

(下線は変更部分を示しております。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>第4章 取締役、執行役員および取締役会 (執行役員)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって、執行役員を選任し、当社の業務を分担して執行させることができる。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、社長執行役員1名を選定し、また必要に応じ、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員、上席執行役員その他の役付執行役員を選定することができる。</p> <p>③ 社長執行役員は、当社を代表する。</p> <p>第23条～第45条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算 (剰余金の配当の基準日)</p> <p>第46条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し剰余金の配当を行う。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>② 前項の他、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</p> | <p>第4章 取締役、執行役員および取締役会 (執行役員)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって、執行役員を選任し、当社の業務を分担して執行させることができる。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、社長執行役員1名を選定し、また必要に応じ、<u>会長執行役員</u>、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員、上席執行役員その他の役付執行役員を選定することができる。</p> <p>③ 社長執行役員は、当社を代表する。</p> <p>第23条～第45条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算 (剰余金の配当の基準日)</p> <p>第46条 当社の<u>期末配当の基準日</u>は、毎年3月31日とする。</p> <p>② <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>③ 前<u>2</u>項の他、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</p> |

以 上